

# むつ家畜保健衛生所



尻屋崎

## 1 沿革

昭和 26 年 12 月	田名部家畜保健衛生所として発足
昭和 34 年 9 月	田名部町と大湊町の合併に伴い、大湊田名部家畜保健衛生所に改称
昭和 35 年 7 月	市名改称に伴い、むつ家畜保健衛生所に改称
昭和 39 年 9 月	青森家畜保健衛生所むつ支所となる
昭和 47 年 4 月	青森家畜保健衛生所むつ支所をむつ市駐在に改称
昭和 48 年 11 月	むつ家畜保健衛生所（広域）として独立し、管轄区域がむつ市、下北郡一円と上北郡横浜町の 1 市 4 町 4 村になる
昭和 48 年 12 月	むつ市金谷二丁目 18 番 25 号（現在地）に庁舎を新築移転
昭和 58 年 4 月	次長制導入
平成 3 年 2 月	研修施設を設置
平成 14 年 4 月	下北地方農林水産事務所の下部機関となり、下北地方農林水産事務所むつ家畜保健衛生所となる。次長制と総務課を廃止し、新たに配置された総括主幹が庶務事務を兼務
平成 18 年 4 月	組織改正に伴い名称が下北地域県民局地域農林水産部むつ家畜保健衛生所となる。
平成 23 年 4 月	副所長制導入

## 2 平成 27 年度重点推進事項

### （1）高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫等の家畜伝染病の侵入防止と迅速な防疫体制の推進について

高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫のような地域経済に甚大な影響を及ぼす重要家畜伝染病の侵入防止と万が一の発生に備え、「飼養衛生管理基準」遵守を徹底し、早期通報及び迅速で的確な初動防疫体制の強化を図るとともに、関係機関等との連携強化及び情報の共有化を推進し危機管理体制を強化する。

### （2）ヨーネ病発生農場の清浄化と防疫対策の徹底について

青森県牛のヨーネ病防疫対策要領に基づき、まん延防止のために発生農場（肉用牛 1 戸）の継続検査を実施する。また、家畜伝染病予防法第 5 条に基づき発生予防のために肉用牛（むつ市・佐井村）の定期検査を実施することにより、本病の清浄化を強力に推進する。

### （3）寒立馬に対する地域一丸となった衛生対策

青森県の天然記念物に指定されている寒立馬は、東通村及び県において貴重な観光資源となっている。外部及び内部寄生虫による被害が確認されたことから、管理者、村、公社及び県民局等の関係者が連携し、衛生対策等を継続実施することで損耗を防止するとともに観光客の寒立馬管理に対するイメージ向上にも資する。

### 3 家畜伝染病予防事業

家畜伝染病予防法に基づいて、伝染性疾病の発生を予防し、まん延を防止することを目的に検査することにより、畜産の振興を図る。

特に指定された疾病については、県の告示に基づいて、関係市町村と連携し実施する。

(単位) 牛、馬、豚、めん羊：頭 鶏：羽 みつばち：群

検査名	年度区分	H 2 6	H 2 7	備 考 (* 県告示対象の 市町村等及び用途)
		実 績	計 画	
牛 の 検 査	ブルセラ病	1 5	2 0	*種畜
	結核病	1 5	2 0	*種畜、採卵牛
	ヨーネ病	2, 0 6 4	1, 5 4 0	*(肉)むつ市、佐井村
	アカバネ病	5 9	6 0	*管内全域
	チュウザン	5 9	6 0	*管内全域
	アイノウイルス	5 9	6 0	*管内全域
	牛流行熱	5 9	6 0	*管内全域
	イバラキ病	5 9	6 0	*管内全域
	牛白血病	8 6	2 0 0	
	タイレリア病	3, 6 3 2	3, 6 0 0	
牛伝染性疾病	1 6, 0 3 0	1 6, 0 0 0		
馬 の 検 査	馬伝染性貧血	3	3 0	*むつ市、大間町、種畜
	馬パラチフス	3	2 0	*むつ市、種畜
	馬鼻肺炎	—	—	
	馬伝染性疾病	1 3 5	1 0 0	
豚 の 検 査	豚コレラ	3 0	3 0	
	豚オーエスキー病	3 2 2	3 1 0	*管内全域
	豚流行性下痢	1 0 0	1 2 0	*管内全域
	TGE・PRRS	3 0	3 0	
	豚伝染性疾病	1 9, 0 1 0	1 9, 0 0 0	
鶏 の 検 査	種鶏ニューカッスル	8 0 0	8 0 0	
	種鶏ひな白痢	1, 2 0 0	1, 2 0 0	
	種鶏マイコプラズマ	1, 2 0 0	1, 2 0 0	
	一般鶏ニューカッスル	4 0 0	4 0 0	
	鶏サルモネラ	2, 0 0 0	5 4 0	*管内全域
	高病原性鳥インフルエンザ	3 6 0	3 9 0	*管内全域
	家きん伝染性疾病	3 3, 0 7 0	3 4, 7 0 0	
そ の 他	めん羊伝染性疾病	2 4	3 0	
	腐蛆病	5 7 8	5 5 0	*管内全市町村

## 4 消費・安全対策交付金事業（衛生関係）

### （1）監視体制の整備

家畜疾病の監視体制を強化するため、動物由来感染症等のモニタリング及び飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針に基づく農家への普及・指導等を実施する。

事業名	回数	単位	H26年度実績	H27年度計画
ア 家畜衛生関連情報整備対策				
情報の収集	12回/年	回	12	12
家畜衛生情報	1回以上/年	部	1700	300
イ 診断予防技術向上対策				
県内打合せ会議（畜産課開催）	1回/年	人	2	—
ウ 動物由来感染症監視体制整備				
体制整備会議（畜産課開催）	1回/年	人	2	2
豚サルモネラ症モニタリング				
調査農家	1回/年	戸	1	1
糞便検査		検体	3	3

### （2）家畜衛生対策による生産性向上の推進

行政、生産者、獣医師等の関係者が一体となった家畜の伝染性疾病の発生予防、まん延防止及び清浄性維持等の取組みを推進するとともに、慢性疾病等畜産農家における生産性を阻害する疾病について有効な低減対策を講じる。

事業名	回数	単位	H26年度実績	H27年度計画
ア 慢性疾病等生産性を阻害する疾病の低減				
牛疾病検査（下痢症）	4回/年	戸	6	6
	10頭/1戸	頭	240	240
豚疾病検査（呼吸器病）	4回/年	戸	2	2
	10頭/1戸	頭数	80	80

### （3）生産衛生の確保

健康な家畜の糞便から分離した細菌について、医薬品等の使用に起因する薬剤耐性の発現状況に関する検査を実施する。

事業名	回数	単位	H26年度実績	H27年度計画
ア 動物用医薬品危機管理				
薬剤感受性検査		検体	5	—
肥育牛 肥育豚 採卵鶏 ブロイラー	1回/年	検体	1	—
		検体	2	—
		検体	1	—
		検体	1	—
		検体	1	—

#### (4) 畜産物の安全性の確保事業

飼料の適正使用による安全な畜産物の生産を確保するため、流通飼料に関する情報提供及び畜産農家に対する巡回指導を実施する。

事業内容		回数	単位	H26年度実績	H27年度計画
ア 会議等開催					
地域推進協議会 流通飼料情報	1回/年	回	1	1	
		部	30	30	
イ 巡回指導					
牛農家 肥育豚農家 ブロイラー農家 採卵鶏	2回以上/年	戸	31	31	
			5	5	
			1	1	
			1	1	

## 5 飼料立入検査

飼料の安全性の確保及び適正使用による安全な畜産物の生産を確保するため、飼料製造及び販売業者の立入検査を実施する。

飼料立入検査実績及び計画

(単位：件)

区分	H26年度実績		H27年度計画	
	検査	収去	検査	収去
製造業者	0	0	0	0
販売業者	2	0	3	3
合計	2	0	3	3

## 6 放牧場衛生検査

### (1) 対象放牧場数

むつ市4ヶ所、大間町2ヶ所、東通村5ヶ所、佐井村1ヶ所、横浜町2ヶ所、計14箇所

### (2) 衛生検査の概要

放牧を利用した「夏山冬里」方式による子牛生産を主体とする各公共放牧場に対し、年間2～6回の定期検査と衛生状況に応じた重点指導を実施。

### (3) 平成27年度の重点指導方針

タイレリア病は、ダニが媒介するピロプラズマ原虫により、貧血と黄疸を示す疾患疾患であるが、現在、本病治療薬として使用していた薬品が製造中止となり、在庫もない状況である。

このことから、今年度はタイレリア病対策を重点事項とし、

- ① 定期的殺ダニ剤の徹底投与により、感染源であるダニを徹底駆除すること
- ② タイレリア病により貧血を呈する牛は、症状の程度に拘わらず早期退牧させ、牛舎内で看護すること

を基本方針とする。

